

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和8年6月18日（木）
午前9時59分～午前10時23分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 大泉徳子 副委員長 今野慎介
委員 二階堂 充 委員 菅原和子
委員 大友康信 委員 郷内良治
委員 大久保主計
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 生活経済部長 小松 政 博
出席をした 建設部長 大沼 孝 宏
者の職氏名 建設部理事 熊谷 滋 雄
建設部次長兼 成田 利 顕
都市開発課長 守 正 樹
商工観光課長 境 幸 代
市民課長 鈴木 智 弥
生活経済部企画員兼 鈴木 智 弥
商工観光課長補佐兼 鈴木 智 弥
企業誘致係長 鈴木 智 弥
市民課長補佐 高橋 光 幸
都市計画課長補佐 奈良 厚
都市開発課技術主幹兼 伊藤 剛 史
市街地まちづくり係長 伊藤 剛 史
市民課主幹兼市民係長 川島 諒
次長兼議会総務係長 川上 真理子
主幹兼議事調査係長 佐藤 優 太
主 事 長谷川 和 紀
- 6 事務局職員

7 付 議 事 件

- (1) 議案第55号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第61号 名取市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第63号 土地の売払いについて

午前9時59分 開会

○委員長（大泉徳子） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第55号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。二階堂充委員。

○委員（二階堂充） 今回、マイナンバーカードにより暗証番号を入力することで交付ができるということですが、代理人が代わりに来庁した場合は、従前どおり印鑑登録証を持参して交付を受けることになるのか、また、例えば代理人がマイナンバーカードを預かり、暗証番号も教えてもらっている場合、その代理人が暗証番号を入力することによって交付を受けることができるのか、その点について伺います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 市民課窓口での交付の際に、今回、マイナンバーカードを提示していただくこととなりますが、代理の場合は、これまでと同様の取扱いになります。

もともと、印鑑登録をされた方には、ハナモモの絵柄の印鑑登録証をお渡ししておりますので、代理の場合は、こちらをお持ちいただくことになります。

基本的に、暗証番号は本人が管理するものという前提ですので、代理人によるマイナンバーカードを用いた交付は認めておりません。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 二階堂充委員と同じような内容です。

今、代理の場合は印鑑登録証を提示することについて確認しましたが、マイナンバーカードがないと印鑑登録証明書を取得できなくなったのではないかと、という声も想定されると感じています。分かりやすい周知が必要と考えますが、その点について伺います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 条例改正に伴う周知は当然必要であると考えております。広報及び市ホームページが一番早い方法であると思いますので、条例が公布され次第、速やかに準備したいと考えております。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 現在の印鑑登録証のカードについて、将来的に廃止する考えはあるのでしょうか。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 先ほども申し上げましたとおり、この印鑑登録証がありますと、代理人による交付が可能で利便性があります。本人が必ず窓口に来ることや、コンビニで自ら取得することができない場合もありますので、代理交付という意味からも、この印鑑登録証の廃止は現在のところ考えておりません。

○委員長（大泉徳子） 郷内良治委員。

○委員（郷内良治） そうしますと、将来的にもこのカードは継続して使用できる、使用していくという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今の代理受領についてですが、窓口で代理受領する際に、マイナンバーカードを提示した場合は、本人の暗証番号を使用することになるため、代理人による取得は認めないという一方で、窓口ではなくマルチコピー機のほうに行けば、暗証番号を入力することで取得できることとなります。そうすると、結局、市役所に来ても、マイナンバーカードを窓口を持って

きた場合は、窓口での暗証番号入力による代理取得は認めないが、マルチコピー機では取得できるということで、市役所に来ても、窓口かマルチコピー機かによって取扱いに差異が出る、違いが出るという捉え方でよろしいでしょうか。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 今回のマイナンバーカードを使っただけの交付について、コンビニ交付などでは基本的に性善説に立つことになってしまうのですが、暗証番号は本人が管理するものであり、本人のみが利用するものという考え方です。委員御指摘のとおり、暗証番号を入力すれば取得できてしまう仕組みにはなっておりますが、担当として、代理人による利用を認めるものではありません。窓口で代理人が取得する場合は、印鑑登録証を用いて取得していただくことになります。一方、マイナンバーカードを使った取得については、本人のみが知り得る暗証番号を使用するものであるため、本人による利用に限られるという考え方です。

○委員長（大泉徳子） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 第15条の2の多機能端末機による印鑑登録証明の申請について伺います。スマートフォンを持って窓口に来た場合の印鑑登録証明書が交付されるまでの手順、申請の仕方については、マイナンバーカードと同じ扱いで対応するという事でよろしいでしょうか。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 第15条の2は、スマートフォンに格納されたマイナンバーカードにより取得する場合を指しております。

窓口においては、統合端末といいまして、通常、窓口でマイナンバーカードを交付したり、電子証明書の更新をしたりする際に使用する専用端末のICカードリーダーにカードを載せて読み取りますが、スマートフォンを載せても反応しません。第15条の2は、スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードが、多機能端末機に対応できるという整理になります。

○委員長（大泉徳子） 改めて答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 市民課窓口では対応しておりません。

○委員長（大泉徳子） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 議案資料に記載されている移動端末設備（スマートフォン）で使えるというのは、コンビニのマルチコピー機などで取得する場合に使えると捉えてよろしいですか。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市民課長。

○市民課長（境 幸代） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大泉徳子） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大泉徳子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大泉徳子） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 名取市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 条例改正に至った理由について伺います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（鈴木智弥） まず、こちらの条例の内容についてですが、工場立地法に伴う緑地率を緩和するためのものとなっております。

今回の改正内容としましては、対象地域となっております愛島西部工業団地（第2期）の造成工事が完了したことに伴い、土地の分合筆が行われたことによるものです。実際の対象範囲の増減はありませんが、地番の加除が必要とな

ったため、今回、条例を改正するものです。

○委員長（大泉徳子） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 今後、同様の改正が生じる可能性があるのか伺います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（鈴木智弥） 対象区域の範囲そのものについては、先ほど申し上げましたとおり、変更はありませんが、区域の範囲については、それぞれ地番でお示ししておりますので、今後、新たに分合筆が生じた場合には、同様に条例改正が必要になるものと承知しております。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 工場立地法の緑地率の緩和というか、分合筆に伴って緑地率を緩和するということに受け取ったのですが、どの程度緑地率が緩和されたのか、数字として分かるものがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（鈴木智弥） まず、こちらの条例において、今回対象となっている丙種区域に、愛島西部工業団地（第2期）が該当します。

先ほど緑地率とだけ申し上げましたが、厳密に申し上げますと、緑地の面積の割合のほか、環境施設の面積の割合についても軽減を受けられるものとなっております。

緑地の面積の割合が20%、環境施設の面積の割合が25%となっておりますが、この条例により、緑地の面積の割合が5%、環境施設の面積の割合が10%に軽減されるものとなっております。

なお、これは今回の分合筆によって新たに緩和されるものではなく、もともと対象となっていた土地について、分合筆により地番に変更が生じたため、今回の条例改正に至ったものです。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。郷内良治委員。

○委員（郷内良治） この緑地率の緩和において、地元住民からいろいろな要望やお話があったと思いますが、その点についてはどのように整理されているのか伺います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（鈴木智弥） ただいま御指摘いただきました件に

については、令和6年12月の議会において、丙種区域を新設する際に、条例改正を御提案させていただき、可決いただいたところですが、その際、地元である愛島台自治会の方から、住民に一切知らされていないとの御指摘を抗議という形で受けております。

そうした反省を踏まえまして、今回は、提案に際し、愛島台自治会の会長に御連絡し、今回の改正内容について説明させていただいた経過があります。

その内容については御了承いただいているところですが、会長からは、町内会において何かあった場合には説明が必要になることもあるとのお話をいただいております。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大泉徳子） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大泉徳子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 名取市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大泉徳子） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 土地の売払いについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 先ほどの条例改正で丙種区域などの区分があったと思いますが、今回の売払い用地は何種区域に該当し、緑地率の基準はどのようになっているのか、もし捉えていれば教えてください。

○委員長（大泉徳子） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（鈴木智弥） ただいま御指摘の部分については、先ほどの条例改正に該当する箇所ですので、丙種区域に該当します。

○委員長（大泉徳子） 改めて答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（鈴木智弥） 率についても、先ほど申し上げましたように、緑地の面積の割合が5%、環境施設の面積の割合が10%となります。

○委員長（大泉徳子） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 先ほどの議案第61号の条例改正が成立したことによって、この議案第63号が成立するというように議案が組まれているのでしょうか。それとも、この土地の売払いについては、緑地率や条例改正に関係なく可能であると捉えてよいのか、その点だけ教えてください。

○委員長（大泉徳子） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（鈴木智弥） 委員お見込みのとおり関連があります。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 先日の説明では、株式会社ニチレイロジグループ本社に賃貸するということだったかと思います。事業概要と、現時点で想定される従業員数などについて、分かっていたら教えていただきたいと思います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（伊藤剛史） ニチレイロジグループについては、まず業種としては物流業と伺っております。続いて、従業員数についてお答えいたします。聞き取りの内容では、予定従業員数について、正社員が8名から10名、契約社員が10名から15名、そのほか構内作業員として40名から50名程度を予定していると伺っております。

○委員長（大泉徳子） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 今後のスケジュールについて伺います。

○委員長（大泉徳子） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（伊藤剛史） 今後のスケジュールですが、建築の着手については令和8年10月頃、操業開始予定については令和10年4月と伺っております。

○委員長（大泉徳子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大泉徳子） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長（大泉徳子） 再開いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大泉徳子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 土地の売払いについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大泉徳子） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第55号、議案第61号及び議案第63号の3か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大泉徳子） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時23分 散会

令和8年6月18日

建設経済常任委員会

委員長 大泉 徳子